

第2節

海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2021年の事件・事故などとその対策

2021年の時点で、年間延べ約51万人¹の日本人が海外に渡航し、約134万人（2021年10月時点）の日本人が海外に居住している。このように海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年以降は、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していない一方、2021年も各地で多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、バグダッド（イラク）での連続自爆事件²（1月）、アトランタ（米国）でのマッサージ店襲撃事件（3月）、パルマ（モザンビーク）での襲撃事件（3月）、マカッサル（インドネシア）での自爆事件（3月）、パリ近郊（フランス）での警察署襲撃事件（4月）、ビュルツブルク（ドイツ）での刃物襲撃事件（6月）、カブール（アフガニスタン）の空港付近での自爆事件（8月）、コングスベル（ノルウェー）での弓矢などによる襲撃事件（10月）、リー・オン・シー（英国）での下院議員刺殺事件（10月）、リバプール（英国）でのタクシー爆発事件（11月）、カンパラ（ウガンダ）での連続自爆事件（11月）などが挙げられる。

近年、テロ事件は、中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアでも発生している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外のイスラム過激思想に感化され実行するテロ（ホームグロウン型）や、組織的背景が薄く単独で行動する「一匹狼^{おおかみ}」によるテロ（ローンウルフ型）、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）を標的とするテロ事件が引き続き多く発生している。また、特に米国では、特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）や、反政府的な思想を有する過激派などによる国内テロにも警鐘が鳴らされている。

2021年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響が継続したため、海外渡航者数に大幅な増加は見られなかった。日本人の犯罪被害件数は、例年に比べて減少したものの、世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件などが発生している。

自然災害は、世界各地で発生しており、ドイツ西部及びベルギー南部を中心とした集中豪雨による洪水（7月）や、スペインのカナリア諸島における火山噴火（9月）などにより大きな被害が出た。

2021年は世界各地で政情不安などを受けた

¹ 出典：法務省「出入国管理統計」

² ここに掲げたもの以外にも、アフガニスタン、イラク、シリア、ソマリアなど、危険情報レベル4・3を発出している国・地域では、2021年中に複数の大規模なテロが発生している。

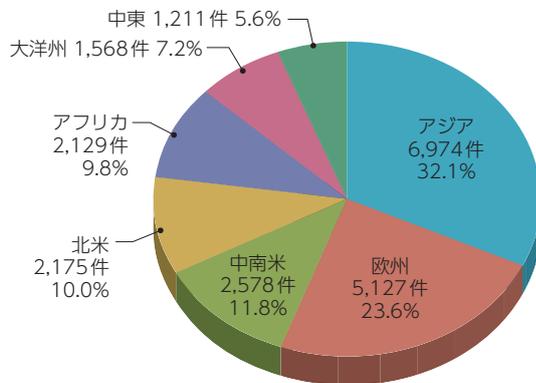
援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数
1	在フィリピン日本国大使館	1,355件
2	在タイ日本国大使館	1,268件
3	在大韓民国日本国大使館	503件
4	在デンパサール日本国総領事館	449件
5	在バンクーバー日本国総領事館	430件
6	在カザフスタン日本国大使館	397件
7	在英国日本国大使館	387件
8	在ニューヨーク日本国総領事館	352件
9	在上海日本国総領事館	348件
10	在ブルガリア日本国大使館	339件

順位	在外公館名	件数
11	在メルボルン日本国総領事館	338件
12	在イタリア日本国大使館	305件
13	在ドイツ日本国大使館	294件
14	在フランス日本国大使館	283件
15	在カタール日本国大使館	283件
16	在ジブチ日本国大使館	279件
17	在シドニー日本国総領事館	271件
18	在クロアチア日本国大使館	269件
19	在ノルウェー日本国大使館	267件
20	在エクアドル日本国大使館	266件

(注) 大使館、総領事館、領事事務所等のうち、援護件数の多い上位20公館を掲載

2020年海外邦人援護統計の地域別内訳



治安の悪化が見られ、危険情報やスポット情報、領事メールなどを通じて在留邦人に注意を呼びかけた。イスラエル・パレスチナ情勢悪化を受け、ガザ地区及び同地区との境界周辺の危険レベルを退避勧告に引き上げた（5月）が、その後の停戦を受け、元のレベルの渡航中止勧告に引き下げた（7月）。スーダンでは、軍による政府高官の拘束及びそれに対する抗議デモが発生したため、スポット情報や領事メールを发出して不要不急の外出は止めるなどの注意喚起を行った（9月）。エチオピアでは、政府軍と反政府軍との激しい戦闘が発生したため、全土の危険レベルを退避勧告に引き上げ、在留邦人の同国からの退避を強く促した（11月）。ウクライナでは、ロシアとの緊張が高まる中、全土の危機レベルを避難勧告まで引き上げるとともに、商用便による帰国を在留邦人に対して促した（12月から）。

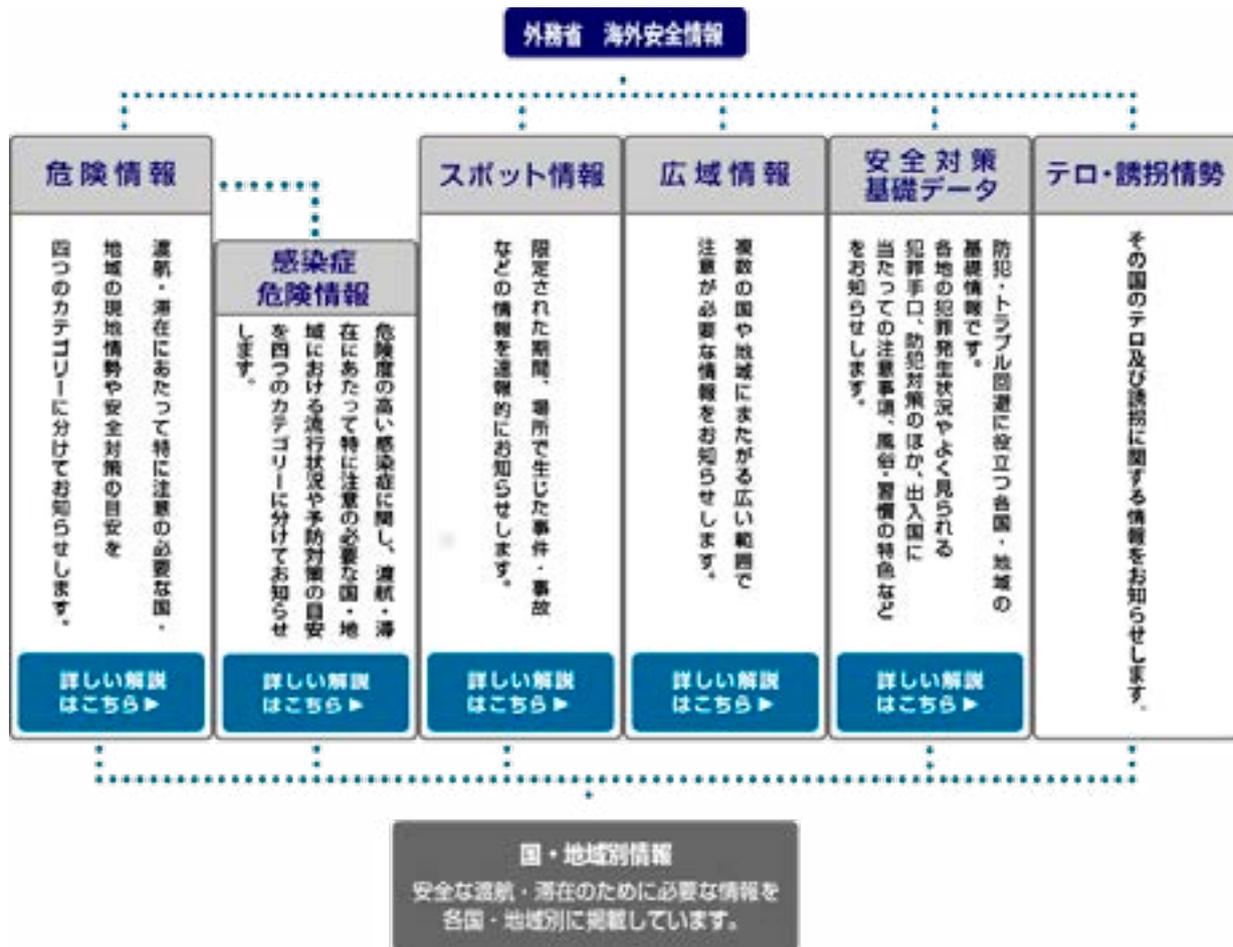
また、海外旅行中に発病し滞在先のホテルなどで急死した事例も2020年に引き続き報告された。これらの事故や疾病では、日本と比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、医療サービスが不十分なことや各国の検疫制度の違いなどにより対応が困難な事例も散見された。

外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を发出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

2019年末以降、新型コロナは、ワクチン接種の進展に伴い、感染の減少傾向が見られた地域もあった一方で、強い感染力を持つデルタ株やオミクロン株といった変異株の発生により、2020年に引き続き、2021年も世界的な感染拡大を見せた。これに対し、外務省は、感染症危険情報やスポット情報を機動的に发出するなど、ホームページやメールを通じて在留邦人及び渡航者に対し適時適切に情報発信・注意喚起を行っている（3ページ 巻頭特集2参照）。

その他の感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国及びギニアで報告され、世界各地で麻疹が流行しているほか、中東では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例が報告されている。ジカウイルス感染症、黄熱病、デング熱やマラリアといった蚊が媒介する感染症も世界各地で流行した。

海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報（体系及び概要）

**(2) 海外における日本人の安全対策**

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2020年に対応した日本人の援護人数は、新型コロナの影響により海外渡航者数に大幅な増加が見られなかったことから、延べ1万4,771人と減少したが、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、出国が困難となった在留邦人や渡航者の帰国支援や新型コロナ関連の情報発信を頻繁に行ったため、援護件数は2万1,762件と増加した。

日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。特に、新型コロナの影響が長期化し、各国の渡航者に対する入国・行動制限や、航空便の減便などの様々な制約も継続する中で、海外に渡航する日本人にとっては、感染症にテロという複合リスクに備えることが必要とされている。また、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した

場合の対応は、従来にも増して困難であることから、海外安全対策に万全を期すことが一層求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

具体的には、「海外安全ホームページ」上で必要な情報に容易にアクセス可能な特設ビューを追加した上で、各国・地域について最新の安全情報を発信しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。

外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2021年は、新型コロナの影響の長期化を踏まえた安全対策の必要性を周知するため、外務省主催の国内・在外



安全対策セミナーをオンラインで実施したほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおいて外務省領事局職員が講師としてオンラインで講演を行った（在外で12回、国内で11回）。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を定期的開催している。新型コロナウイルス流行下においても、オンライン形式で開催するなど、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、国際協力事業関係者や、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者への啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」に、感染症とテロといった複合的リスクへの対策についてのエピソードと解説を追加し、啓発を引き続き推進した。

また、海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関で講演を実施しているほか、「在留届」の提出率向上のための協力依頼を行った。2021年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各教育

機関からの講演依頼は減少したものの、オンライン形式による安全対策講座の実施など、引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

短期旅行者の安全対策としては、広報カードや小冊子「海外安全 虎の巻」の配布などを通じた上記「たびレジ」への登録促進を中心に広報活動に取り組んでいる。

「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2021年11月時点675万人を突破した。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

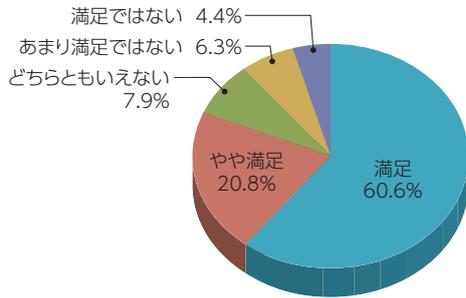
(1) 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を毎年実施している。2021年1月に145公館を対象とした調査では、1万8,349人からの有効な回答が得られ、在外公館が提供する領事サービスにおおむね満足しているとの評価が示された。一方、言葉遣いや態度が事務的に感じられるなど、職員の接客態度について改善を求める意見も寄せられており、このような利用者の声を真摯に受け止め利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく考えである。

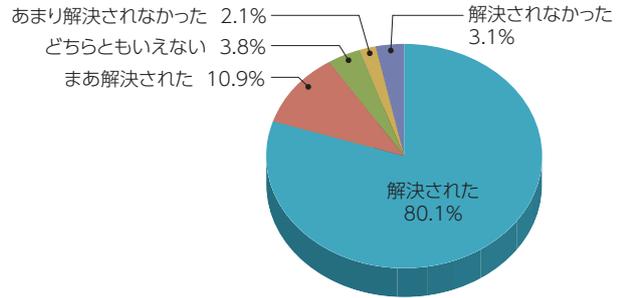
また、旅券、査証及び証明申請のオンライン化など領事手続のデジタル化を進めるとともに、これらの手数料のキャッシュレス化を図り、利用者の利便性向上に努めていく。

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2021年度：141公館）

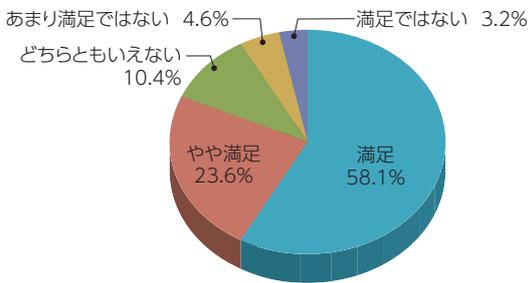
ご利用いただいた領事サービスを総合的にみて、満足度はいかがですか。



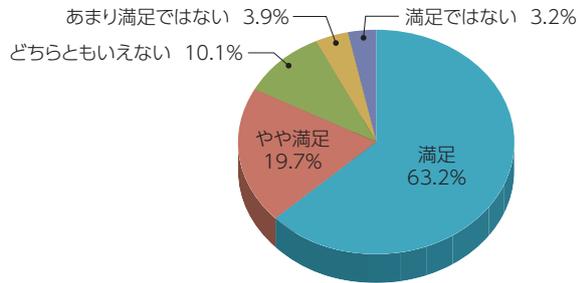
領事サービスを利用することであなたの問題（申請、届出、各種相談等）は解決されましたか。



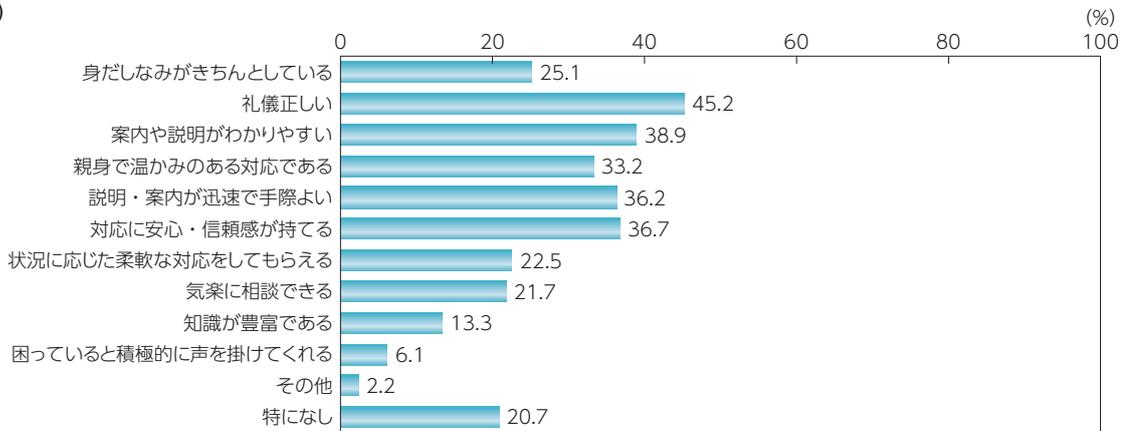
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、どの程度満足していますか。



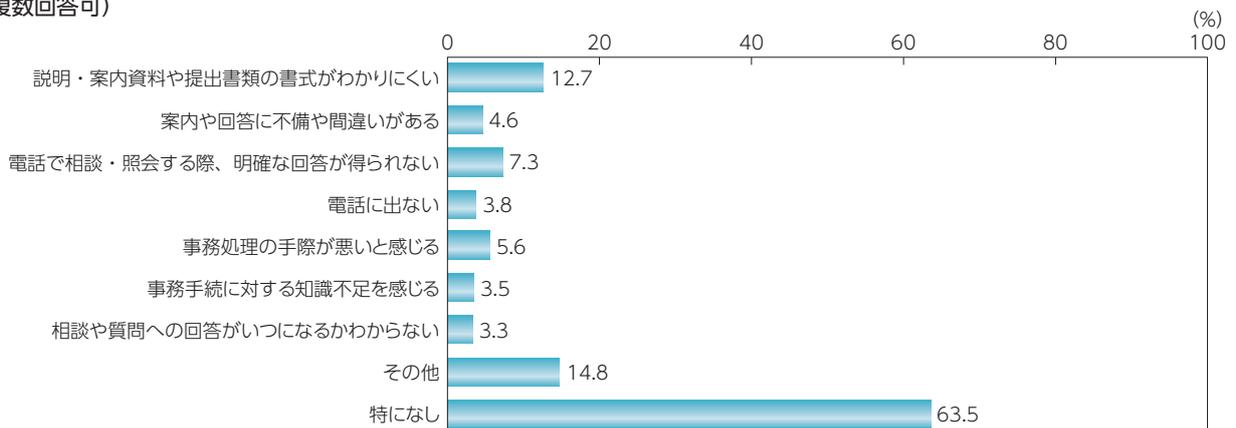
領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、どの程度満足していますか。



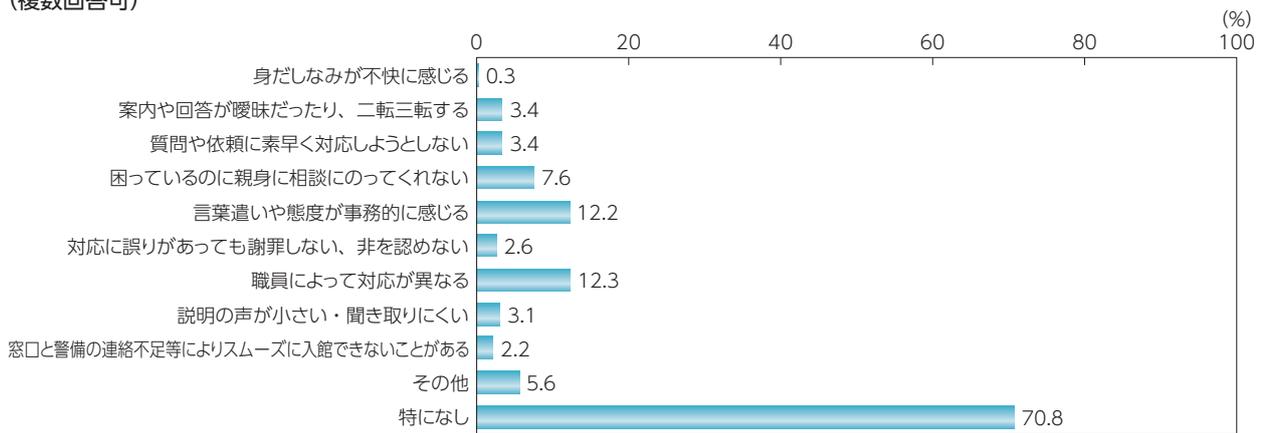
領事サービスにおける、スタッフの窓口や電話の対応で「良かった」と思えたことがあれば、下記からお選びください。（複数回答可）



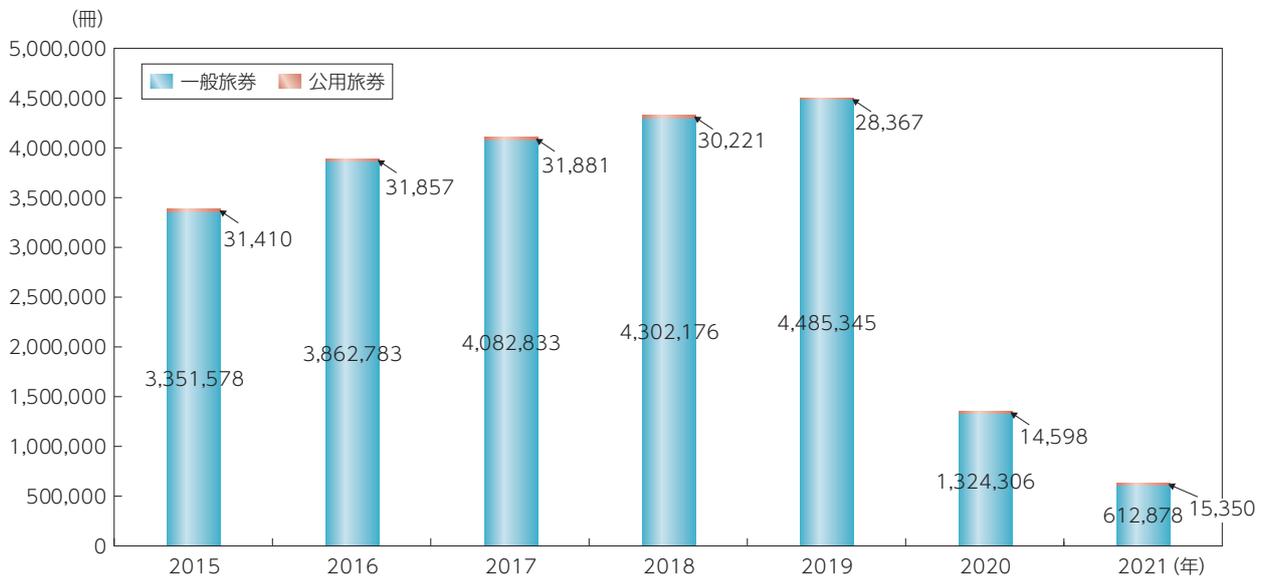
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。（複数回答可）



領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。
(複数回答可)



旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出展：2021年旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

(2) 旅券（パスポート）：信頼性の維持と 利便性向上・業務効率化

2020年以降、新型コロナウイルスの感染拡大のため世界的に海外渡航者が減少したことにより、日本の旅券の発行数は引き続き低迷している。2021年の旅券発行数は63万冊であり、2020年比で53.1%減少した。また、有効な旅券の総数は12月末時点で約2,440万冊であり、2020年比で11.9%減少した。

2021年7月から市町村で発行開始した海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書は紙の証明書で日本の独自仕様であったが、同年12月から発行開始した2次元バーコード付証明書

(電子版)の海外用においては旅券が本物であることを認証するシステムを活用した国際民間航空機関(ICAO)のVDS-NC(制約のない可視化デジタル証印)規格が採用されている。

2020年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、デジタル庁を始め関係省庁と緊密に連携しつつ、定期的な都道府県との協議や有識者による研究会などを通じ多様な関係者の意見を踏まえ、2023年3月末までに旅券のオンライン申請を開始すべく準備を進めている。具体的には、国内においてはマイナポータル(政府が運営するオンライン行政サービス)上に、申請サイトを作成し、顔写真

や署名はスマートフォンなどによる撮影及び提出を可能とすることで、戸籍謄抄本の提出が不要である旅券の切替え申請（更新）は原則として申請時に窓口に行く必要がなくなるようにする。また、同時にデジタル技術の活用などにより旅券業務の効率化も進め、併せてそのための法整備にも取り組む。

2024年度からは、戸籍電子証明書の参照が可能になることで、新規の申請も原則として窓口に行く必要がなくなるよう取り組んでいく。さらに、旅券の偽変造防止の向上のため、熱可塑性プラスチック基材にレーザー印字を行う次世代旅券を導入するとともに、マイナンバーカードを活用した本人確認などによる安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、希望者に対して配送による旅券の交付を可能とすることについての検討も開始した。

2022年1月に発表された英国民間会社のパスポート指標（査証（ビザ）を必要としない渡航先国数）において日本の旅券はシンガポールと同率で111位中の第1位となった。引き続き、旅券の信頼性を維持しつつ、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出後に在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に赴く必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」又は「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含

め、在外公館投票事務も担う。2021年は第49回衆議院議員総選挙の実施に伴い、15回目となる在外公館投票を226公館・事務所で開催した。2022年には参議院議員通常選挙も予定されていることから、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省では、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師謝金、安全対策費などへの一部支援）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

2021年には、新型コロナの拡大により児童・生徒数が減少したため、学校運営に影響を受けた日本人学校・補習授業校に追加的な支援を行った。また、海外で生活する3歳から18歳の子供が、感染症対策をとりながら学習できるよう、電子ライブラリーやオンライン学習サービスの提供を行う日本人会・日本人学校などへの支援についても2022年3月まで実施した。

イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している（2021年度は新型コロナの影響により実施なし）。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域を対象にオンラインにて専門医による健康安全講話を実施している。

在外選挙

ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

㉔ 海外在留邦人・日系人への支援

2021年3月から12月の間、新型コロナウイルスの感染拡大により生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人を支援するため、感染拡大防止を目的としたPCR検査事業、マスク・消毒薬の配付を含む啓発事業など、また、ビジネス環境作りを目的とした法務・税務相談窓口事業など、在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体などが実施する事業への支援として、海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業を実施した。また、在留邦人などへの医療及び精神カウンセリングの提供事業についても2022年3月まで実施した。

㉕ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車などを運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、在留邦人が滞在国の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。さらに、「孤独・孤立」で悩まれている方が相談できる団体を紹介している（301ページ コラム参照）。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2021年で153年目を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に約380万人以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経

済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、200万人以上の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏まえ、日系社会との更なる関係強化にも取り組んでいる。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2021年は、新型コロナウイルスの影響のため第61回海外日系人大会がオンラインでの開催となり、それに伴い外務大臣主催の歓迎レセプションも中止となったが、2020年に行われたオンライン・フォーラム同様、茂木外務大臣からビデオメッセージが発出された。今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本との絆を強めていく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1

日に発効し、2021年12月末現在、日本を含む101か国がこの条約に加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局との連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の両方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2021年12月末までの7年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を302件、子との面会交流を求める申請を166件、計468件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、55件において子の返還が実現し、43件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、53件において子の返還が実現し、29件において返還しないとの結論に至った。

2021年3月には、ハーグ国際私法会議 (Hague

Conference on Private International Law) と共催し、アジア太平洋地域におけるハーグ条約に係る協力強化を目的として、「ハーグ条約に関するアジア太平洋ウェビナー」を開催し、12か国の裁判官や中央当局関係者が参加した。

また、幅広い層へハーグ条約を周知するため、ハーグ条約に関するリーフレット（電子版）を在外公館に送付するとともにウェブサイトへの掲載を行った。さらに、在留邦人向け啓発セミナー（オンライン形式）、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施に加えて、ハーグ条約に関する啓発動画を作成し、外務省ホームページや動画共有プラットフォームに掲載するなど、広報活動に力を入れている。

(参考)ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付総件数(2021年12月末時点)

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	164	126
外国に所在する子に関する申請	138	40

コラム

在外邦人の孤独・孤立対策 —望まない孤独に国境はない—

特定非営利活動法人あなたのいばしょ理事長 おおぞらこうき 大空幸星

2月、日本では孤独・孤立対策担当大臣が設置され、孤独・孤立対策が始まりました。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が流行する前から、日本において自殺や児童虐待、家庭内暴力（DV）といった問題は深刻な状況でした。その背景の一つには、周りに頼りたくても頼れないという「望まない孤独」がありましたが、新型コロナにより「人とのつながり」が絶たれ、この「望まない孤独」の問題がより一層顕在化したのです。

私たちは24時間365日、年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口を開設し「望まない孤独」を抱える人たちからの相談を受け付けています。最も相談が増える夜間から深夜にかけては、私たちの活動に参加している海外在住のボランティア相談員が相談に応じることで、24時間の相談支援体制を構築しました。

政府が一体となって孤独・孤立対策に取り組むべきとの私たちの提案が美り、日本において孤独・孤立対策が始まった直後の3月、在外邦人子女から、親から虐待を受けているという相談が入りました。チャット相談という性質上、これまでも在外邦人からの相談が寄せられることはありましたが、緊急対応（児童相談所や警察などと連携した危機介入）が必要な相談は初めてでした。しかし、日本の児童相談所は在外邦人子女の虐待に対応することはできず、また、現地の言葉が分からないという相談者に対して、私たちも現地当局や支援団体に助けを求めよう促すこともできませんでした。また、私たちのような民間の相談窓口と、外務省や在外公館との間に連絡系統もなく、文字通り為す術がないという状況に陥ったのです。

自殺や児童虐待、DVといった問題は、当然、在外邦人にも発生します。言語や文化の壁、生活習慣の違いなどもあり、在外邦人は特に孤独や孤立に陥りやすい状況にあります。実際、在外邦人の死因の2番目は自殺です（出典：2020年外務省海外邦人援護統計）。外務省も在外公館を通じて様々な支援を展開していますが、在外邦人の孤独や孤立に取り組むには、民間団体との連携も含めた更なる対策強化の必要がありました。そこで私たちは、茂木外務大臣に対して、在外邦人の孤独・孤立対策の要望書を提出し、外務省として具体的対策の検討を始めるよう提案しました。その結果、7月から、外務省は私たちを含めた国内の五つの相談窓口と連携して、在外邦人に対してこれら相談窓口の案内を行い、緊急対応が必要な相談者に対しては、外務本省と私たち相談窓口との間に開設された連絡系統を利用して対応に当たることになりました。実際に緊急対応を行った事例もあり、在外邦人の孤独・孤立対策が徐々に成

果を上げています。本取組の開始後、私たちの窓口では月に約200名の在外邦人からの相談に対応していますが、例えば米国在住の邦人からの相談を、英国在住の邦人ボランティア相談員が相談に応じる場合もあります。「望まない孤独」に国境はありませんが、支援にもまた国境はありません。私たちが世界中に張り巡らせている相談員ネットワークと外務省との連携が在外邦人の望まない孤独の根絶のために更に効果を発揮するよう、引き続き相談支援に全力で取り組みます。



在外邦人の孤独・孤立対策について
茂木外務大臣に要望書を渡す筆者（右）



24時間稼働している東京の相談支援拠点の様子